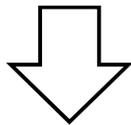


江戸川区の転学相談の流れ

まずは、在籍校において、保護者及び児童・生徒との十分な相談を行います。

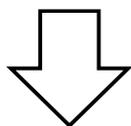
転学相談の予約

【電話による予約制です】
学務課相談係
5 6 6 2 - 1 6 2 7 (直通)



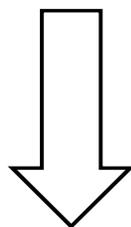
転学相談の実施
転学相談票の記入

児童・生徒と保護者の方に学務課に来ていただき面談を実施します。保護者の方には「愛の手帳」「心理検査結果」「医師診察記録」等をご用意いただきます。



特別支援学級等の学級体験

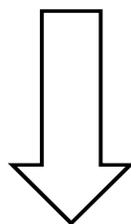
児童・生徒は特別支援学級の学級体験を行います。体験の期間は児童・生徒や受け入れ側の特別支援学級等の状況、体験の実施時期により異なります。



臨時就学支援委員会の実施

【臨時就学支援委員会】

保護者からの聞き取りや提供された各種資料、在籍校から提出された資料、特別支援学級等での体験の様子を基に、児童・生徒に最もふさわしい教育的対応について審議します。また具体的な今後の学びの場について判断を示します。(特別支援学校・特別支援学級・通常学級のいずれか)。保護者や児童・生徒の同意が得られず判断と異なる相談結果となる場合があります。



判断を保護者にお知らせした上で保護者の同意を得て転学先を決定(場合により転学しないこともあります)



転学(変更)がある場合は転入学通知書を発行

フロー図で示した流れは転学相談の一例です。児童・生徒の状況や相談の時期によってはこのフロー図の通りにはならない場合があります。

* 児童・生徒の状況により転学手続きにかかる時間には差があります。場合によっては半年以上の時間を要する場合があります。